

「石川県内の公共建築物・公共土木工事等における木材利用方針」(案)に関する意見募集結果について

1 募 集 期 間：平成23年5月10日(火)～23日(月)

2 寄せられた意見：6件

■県が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

番号	意見内容	左記に対する考え方
1	昔から住宅等は地元の材料で造るのが当たり前であったことを思うと、地元産の木材利用というのは自然なことです。学校の机等を昔ながらの木製の物に替えていって、愛着を持って使用していけたら良いと思います。	本方針では、県が整備する公共建築物において調達する書棚、机等の備品については、県産材をはじめとする木材を原料とした物品の利用に努めたいと考えております。 また、県内市町の一部の学校では、木製の椅子や机が整備されておりますので、市町方針の整備の支援の際に、このような取組みに対し前向きに取り組んで参りたいと考えております。

■公共建築物及び公共土木工事等の用に供する木材の適切な供給の確保

番号	意見内容	左記に対する考え方
2	設計側(設計者等)に、スギや能登ヒバをもっと幅広く使っただけのように、行政から指導(説明)をして欲しいです。スギ、能登ヒバで十分対応出来る様なものでも、ベイマツを指定されることが多くあります。	ご指摘のとおり、公共建築物の整備の際、外材が使用される場合もございますが、本方針では、県が実施する公共建築物の整備において木材を使用する際は、求められる性能等の条件により供給が不可能な場合を除き、原則として県産材を利用すること、また可能な限り合法性等の証明された木材の利用に努めることとしたことで、県産スギ・能登ヒバ材の利用に取り組んでいただけると考えております。
3	JAS製品の使用の指定をお願いします。現在、JAS製品の検査料は年間約60万円かかっていますが、今のところ行政のJAS使用指定は全くなく、小さな製材所ではこの維持費は大変こたえます。	県では、公共建築物の用に供する木材について一定の品質を確保する観点から、木材生産に係わる方々に、品質性能の確かな乾燥材や集成材の安定供給に努めていただくとともに、木材製造業者等のJAS認定取得に対する支援に努めてまいりたいと考えております。 なお、JASの使用指定は、国土交通省官庁営繕部の「木造計画・設計基準」の製材の品質において、「構造耐力上主要な部分に用いる製材は原則としてJASに適合する木材又は国土交通大臣の指定を受けたもの」とされており、今後、国から県、県から市町へと波及されるものと考えております。
4	公共建築物に県産材を積極的に利用することで、県内の森林所有者や木材の生産、流通、製造業者等が潤い、地域の活性化につながると思います。現状では安価な製品が県外から入ってきており、県内の製材所等の中には経営が成り立たなくなり、辞めていく所も増えていきます。本方針を策定するにあたり、県内の森林、林業、木材産業全体が潤う様にして頂きたいと思います。	県では、県内の森林整備の促進と県産材利用の拡大に一体的に取り組むため、川上においては、施業地の集約化や高性能林業機械の整備による低コスト化に努め、川下においては、加工・流通施設の整備、公共建築物への木材利用による県産材の需要拡大に努めているところであります。 今後も、川上から川下までが連携し、生産から流通加工までが一体となった、林業・木材産業の活性化に努めることとしております。
5	県産材の利用促進は大変いいことで賛成ですが、注文があっても納期に余裕が無く、他県産材等を使うといったことがないようお願いします。県産製材品は、大量に発注があると他県産材等のように、すぐには調達できないことが多いと思うので、調達(製造)にかかる期間を建築の工期に盛り込むなどの工夫を指針で示すことは出来ないでしょうか。	県では、施業地の集約化や路網整備等により、県産材の安定供給体制の確立に向け、国の補助制度等を活用し取り組んでいくこととしており、公共建築物の用に供する木材の調達に当たっても、川上と川下が連携することにより、効率的な木材流通体制を整備していくことが重要と考えております。

■市町等との連携及び方針策定に伴う支援等

番号	意見内容	左記に対する考え方
6	県で整備する公共建築物は県庁やスポーツセンターなど使用目的が限られ、かつ大型の建築物が多く、なかなか木造で建築するのは難しいのではないかと思います。どちらかといえば、市町で整備する公共建築物には、集落の集会所や農産物販売所など中小規模のものが多いことから、市町においても同様な方針が策定されるよう、働きかけを行った方が良いと思います。	頂いたご意見のとおりであり、県では、本方針作成後、市町に対し市町方針を定めるよう働きかけていくこととしております。